

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議設置要領新旧対照表（改正原案）

旧	新（変更部分のみ）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が室蘭市において行うポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理事業を監視するため、北海道及び室蘭市が協力して北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議（以下「監視円卓会議」という。）を設置し、もって道民、事業者、行政の信頼関係に立脚した処理事業の推進を図ることを目的とする。</p> <p>（監視事項）</p> <p>第2条 監視円卓会議は、次の各号に掲げる事項について監視する。</p> <p>（1）PCB廃棄物処理施設の整備に関する事項</p> <p>（2）PCB廃棄物処理施設の操業に関する事項</p> <p>（3）PCB廃棄物等の収集運搬及び運行管理に関する事項</p> <p>（4）PCB処理事業における環境モニタリングに関する事項</p> <p>（5）PCB処理事業における情報公開に関する事項</p> <p>（6）前各号に掲げる事項のほか、安全の確保及び生活環境の保全に関する事項</p> <p>2 中間貯蔵・環境安全事業株式会社、北海道及び室蘭市は、監視円卓会議に対し、前項各号に掲げる事項に関して必要な説明を行わなければならない。</p>	<p>（監視事項）</p> <p>第2条 監視円卓会議は、次の各号に掲げる事項の<u>監視</u>について<u>所掌</u>する。</p> <p>（3）<u>PCB廃棄物</u>の収集運搬及び運行管理に関する事項</p> <p>2 中間貯蔵・環境安全事業株式会社、北海道及び室蘭市は、監視円卓会議において、前項各号に掲げる事項に関して必要な説明を行わなければならない。</p>

(委員)

第3条 監視円卓会議は、学識経験者、各種団体が推薦する者、公募委員で構成する15名以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、任命の日から次の年度の年度末までとし、再任されることを妨げない。

委員が欠けた場合には、新たに委員を任命することができることとし、その者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 監視円卓会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、監視円卓会議を代表し、議事その他の会務を総括する。

3 委員会に、委員長が指名する副委員長を1名置くことができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 監視円卓会議は、委員長が招集する。

(近隣市町村の出席)

第6条 監視円卓会議は、近隣市町村（伊達市・登別市）が出席し、意見を述べることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 監視円卓会議は、必要があると認めるときは、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、収集運搬事業者、その他関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(座長及び副座長)

第4条 監視円卓会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、監視円卓会議の議事進行を行う。

3 監視円卓会議に、座長が指名する副座長を1名置くことができる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、座長に代わって議事進行を行う。

(会議)

第5条 監視円卓会議は、北海道が招集する。

(委員以外の者の出席)

第7条 北海道は室蘭市と協議の上、必要があると認めるときは、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、収集運搬事業者、その他関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(活動状況の公開)

第8条 監視円卓会議は、その活動状況に関する情報を道民に対し公開するものとする。

(処理施設への立入及び書類等の閲覧)

第9条 監視円卓会議は、その活動の範囲内において必要があると認めるときは、第2条第1項各号に掲げる事項に関し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の職員の立会のもと、処理施設の立入及びその保有する関係書類等の閲覧をすることができる。

(意見)

第10条 監視円卓会議は、第2条第1項各号に掲げる事項に関し意見を述べることができる。

- 2 前項の意見は、北海道に対し、原則として書面により提出するものとする。
- 3 北海道は、第1項の意見に対し、室蘭市と協力して適切に対応するとともに、その対応した内容について、監視円卓会議に回答しなければならない。

(庶務)

第11条 監視円卓会議の庶務は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課と室蘭市生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、監視円卓会議の運営その他必

(活動状況の公開)

第8条 北海道及び室蘭市は、監視円卓会議の活動状況に関する情報を道民に対し公開するものとする。

(処理施設への立入及び書類等の閲覧)

第9条 委員は、第2条第1項各号に掲げる事項に関し、必要な限度において、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の職員の立会のもと、処理施設の立入及びその保有する関係書類等の閲覧をすることができる。

(意見)

第10条 委員は、第2条第1項各号に掲げる事項に関し意見を述べることができる。

- 3 北海道は、第1項の意見に対し、室蘭市と協力して適切に対応するとともに、その対応した内容について、意見を述べた委員に回答するとともに、回答内容を監視円卓会議において報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、監視円卓会議の運営その他必

<p>要な事項は委員長が定める。</p> <p>(設置期間)</p> <p>第13条 監視円卓会議の設置は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が室蘭市において行うPCB廃棄物処理事業が終了するまでの期間とする。</p> <p>附 則 (略) この要領は、平成27年2月2日から施行する。</p>	<p>要な事項は<u>北海道が室蘭市と協議して</u>定める。</p> <p>附 則 (略) この要領は、<u>平成29年4月1日</u>から施行する。</p>
<p>○改正を行う理由</p> <p>監視円卓会議が、行政運営上の参考に資するため、有識者等からの意見聴取等を行うもの（機関としての意思決定は行わないもの）として、附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準に定める「懇談会」に該当することを明確化するため、所要の改正を行うもの。</p>	